平成２８年（フ）第４０号
千葉県茂原市本納294番地２
債務者　中村　敬子
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
千葉県茂原市高師406番地８
債務者　髙橋　　透
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
千葉県木更津市高柳１丁目９番11号
債務者　荒木　正和
１　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１１１号
千葉県木更津市請西東５丁目21番地５　美咲ヶ丘スカイハイツ　Ａ―302号
債務者　宇田川　栄
１　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１１６号
千葉県木更津市永井作290番地１　山田ハイツ102
債務者　工藤　末松
１　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２７３号
石川県白山市宮永町265番地
債務者　輪島　正二
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９９１号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山６号棟404号、従前の住所愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山５号棟408号
債務者　岡本　麻衣
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４８８号
愛知県海部郡蟹江町源氏３丁目54番地
債務者　丹羽　智子
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１０号
愛知県大府市共和町３丁目14番地の９　第二若葉荘209号、従前の住所愛知県大府市東新町１丁目214番地　コーポ東新201号
債務者　林　　博海
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９０号
三重県亀山市田村町323番地１
債務者　村上　真弓（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０６号
大津市石山寺１丁目３番13―１号
債務者　山口　悦子
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２４号
大津市錦織１丁目18番43号コーポ王子山Ａ号
債務者　越谷　雅美
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３５号
大津市今堅田２丁目33番35―102号
債務者　但岡奈緒美
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５３号
大津市坂本５丁目29番８号、前住所大津市千町２丁目４番２号
債務者　村地　敏夫
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５９号
大津市大萱６丁目11番７号　101、前住所大津市大将軍２丁目３番５―210号
債務者　阪本　修一
１　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９４号
広島県大竹市油見３丁目10番18の501号　ＶＩＬＬＡ大竹
債務者　中本　和成
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２５号
広島市中区加古町１番23―303号
債務者　松下　誠司
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部